

平成30年度事業計画書

福祉総合相談支援センター あい

1. 基本理念

ノーマライゼーション及びリハビリテーションの理念に基づき、「完全参加と平等」の目標に向けて利用者の基本的人権を最大限尊重し、利用者の意向を踏まえて、多様なニーズに適切に対応する福祉サービスを提供することを旨とし、本事業所の基本理念を以下のとおり定める。

①自立支援

利用者が、ライフステージのあらゆる段階において、障害の程度にかかわらず、自立した生活をめざし、社会(経済)活動へ積極的に参加できるように支援する。

②主体性の尊重

利用者が、一人の生活者として、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築けるよう、可能な限り本人の意思を尊重し、自己決定ができるように支援する。

③生活の質(Q. O. L)の向上

物質的に豊かな生活をめざすだけでなく、利用者の人格と個性を尊重し、人間らしく生きてゆく内面的充実感を豊かにすることを含めて、利用者のより良い生活を重要視した施設づくりを行う。

2. 目的・方向性

①相談支援専門員と介護支援専門員が支援に必要な情報を共有し、総合的・一体的な支援体制を整える

②児童福祉サービス、障害福祉サービス、介護保険サービス及び共生型サービスなどの一貫的複合的なケアマネジメント機能の強化

③公正かつ中立な事業運営を行う。

④地域の民生児童委員、ボランティアなど、地域を支えるいろいろな人と連携し、利用者が住み慣れた地域で安心して生活することができるような支援体制を目指す

3. 事業の概要

①指定特定相談支援事業（障害者総合支援法）

指定障害児相談支援事業（児童福祉法）

○基本方針

- ・ サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援

○事業内容

- ・ 障害福祉サービス等を申請した障害者（児）について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

○対象者

- ・ 障害福祉サービスの申請もしくは変更の申請に係わる障害者もしくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係わる障害者
- ・ 指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援により「サービス等利用計画」が作成された支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者

②指定一般相談支援事業：地域移行支援（障害者総合支援法）

○基本方針

- ・ 利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行う。
- ・ 関係機関との密接な連携の下で、利用者の意向、環境に応じて、適切かつ効果的に行う

○事業内容

- ・ 障害者支援施設等に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者等につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等

○対象者

- ・ 障害者支援施設等に入所している障害者
- ・ 精神科病院に入院している障害者

④指定一般相談支援事業：地域定着支援（障害者総合支援法）

○基本方針

- ・ 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との連絡体制を常時確保し、緊急の事態その他の緊急などが生じた場合に、相談その他の必要な支援が、関係機関との連携の下で、利用者の意向、環境に応じて、適切かつ効果的に行う

○事業内容

- ・居宅において単身等で生活する障害者につき、地域生活を継続していくための連絡体制の常時確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、連絡体制を確保し、緊急の事態等に緊急対応、相談等を行う。

○対象者

- ・居宅において単身で生活する障害者
- ・居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者

⑤指定居宅介護支援事業（介護保険法）

○基本方針

- ・居宅介護計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、65歳以上の高齢者の疾病の予防や自立した生活を支える
- ・65歳以上の高齢者やその家族などが抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援

○事業内容

- ・居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、それに基づきサービスの提供が確保されるように各サービス事業所との連絡調整を行う

○対象者

- ・要介護認定を受けた利用者で、介護保険の福祉サービスを利用する必要がある利用者

4. 今年度の重点目標

①指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

- ・新設される特定事業所加算（Ⅰ）または特定事業所加算（Ⅱ）がとれる組織体制をつくる
- ・新設される各種加算に対応するための研修を受講、及び運営体制を整備する
- ・新設される福祉サービスの目的を理解し、利用者QOL向上と自立に向けて取り入れていく
- ・居宅介護支援事業との連携の強化

②指定一般相談支援事業（地域移行・地域定着）

- ・計画相談支援と一体的に地域定着支援の登録者を1件以上にする

③指定居宅介護支援事業

- ・介護保険事業所及び医療機関などへの認知度の向上とパイプをつくる
- ・登録者数を30名以上にする

- ・特定相談支援事業との連携の強化
- ・介護予防給付の委託に向けて検討（平成31年度の委託に向けて）

5. 従業員等の予定人員（平成30年度中に順次編成構築していく）

①管理者

1名（常勤・相談支援専門員及び介護支援専門員兼務）

②相談支援専門員

・平成30年4月

3名（常勤専従）うち1名以上は現任研修修了者を配置

・平成31年3月

4名（常勤専従）うち1名以上は主任相談支援専門員または現任研修修了者を配置

③介護支援専門員

1名（常勤専従）

④相談支援専門員

4名（常勤兼務）

⑤事務職員

2名（常勤兼務）

⑥相談支援専門員

1名（常勤専従・基幹相談支援センターに期限付き出向）

6. 推定利用者数

①指定特定相談支援事業

・400名

②指定障害児相談支援事業

・200名

③指定一般相談支援事業

地域移行支援

・0名

地域定着支援

・1名

④指定居宅介護支援事業

・30名

7. 権利擁護の推進及び個人情報 の適正な取り扱い

- ①本法人の基本理念である人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を自己の職業倫理の原点として認識し、倫理綱領及び職員基本行動基準並びに個人情報保護規程の遵守はもとより、施設内虐待の未然防止をめざして設けた、利用者の人権を守るためのマニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が利用者への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い署名し、人権侵害ゼロの実現を目指し、支援を展開する。
- ②また、利用者の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図るため必要な事項を定めた、「社会福祉法人愛光会人権擁護推進における虐待防止及び相談・苦情等解決規程」により円満な解決を図る。この規程の中に、法人と立場を異にし、法人から独立した外部有識者で構成する第三者委員会を設ける。第三者委員は5名とし、人権擁護を推進し、相談・苦情等解決の円滑・円満な解決を図る。
- ③利用者の個人情報保護については、別途整備された「個人情報の取り扱いに関する規則」により、個人情報に係る安全管理措置の概要、職員教育計画、利用者本人等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定められておりこれを適正に遵守する体制を効果的に構築する。

8. 障害者虐待防止法・児童虐待防止法及び高齢者虐待防止法の体制整備

- ①障害者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律・児童虐待の防止等に関する法律及び、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に沿って支援する。
- ②障害をもつ人や児童及び、高齢者の権利を守り、安心して生活するために、虐待の通報窓口の整備、予防防止啓発、関係機関との連携を図り支援する。
- ③また、「社会福祉法人愛光会人権擁護推進における虐待防止及び相談・苦情等解決規程」の取り扱いを鑑み、障害者や児童または高齢者の虐待防止体制の整備を推進していく。

9. 運営管理

運営管理を万全に遂行するため、下記の諸点に留意し円滑な施設運営をはかる。

①会計事務処理

- ・経理処理は、経理、予算、出納、財務、資産及び負債管理、決算手続等については、新たな会計基準の導入により改訂したところの経理規程等に則り正規の簿記の原則に従い、3つの要件①網羅性（取引がもれなく記録されること。）、立証性（取引を立証する証拠資料に基づいて記録されること。）③秩序性（会計記録が継続的・組織的に行われること。）を守り、適正な会計経理事務を行い、支払資金の収支状況、財政状況及び経営成績を適正に把握できるように正確な会計処理を行う。
- ・また、全ての収入及び支出については、事業計画書に基づき予算を勘定科目毎に編成し、予算に基づき事業活動を行い、年度途中で予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算書を作成して理事会の承認を得た後実施する。収入の主たる財源としては、障害福祉サービス等事業収入であるが、施設整備等により長期の資金を借り入れる場足には、その理由及び返済計画に関する文書を作成し、理事会の承認を得てから適切に実施する。

②情報公開

- ・情報公開については、毎会計年度終了後3月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書などを作成し、監事の意見を記載した書面を事務所に備えて置き、当法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれを閲覧に供する。また、愛光会だより及びインターネットでも公開する。
- ・当事業所が保有する個人情報の取り扱いについては、当法人個人情報保護規定及び個人情報保護に関する法令等を遵守し適正に取り扱う。

③福祉サービス費の請求手続き

障害者総合支援法の障害福祉サービス及び児童福祉法の児童福祉サービス、並びに介護保険法の介護保険サービスにかかる給付費等については、全国共通の支払いシステムによるインタフェース仕様書に規定する事項に従って、請求にかかる情報を作成して、鹿児島県国民健康保険団体連合会に対し、インターネットを経由して請求する。

④職員健康管理

職員は毎年1回定期的に健康診断を実施する。

⑤職員研修

- ・職員の援助技術の高揚、充実をはかる為、職員会や支援スタッフ会、ケース会議等の職場内研修の場において、支援計画や実践報告・評価等の話し合いを行う。
- ・また、各種研修会にも積極的に参加し、職員研修の機会を多く持ち、正しい判断力と優れた想像力を持ち、責任感の強い職員になるよう専門技術の習得に努め資質向上をめざす。

- ・特に、利用者の人権を守るために、職員の人権意識を高め、人権尊重の態度が自然体として実践できるよう人権研修等の充実を図る。

⑥ホームページ

情報公開を目的として施設の行事、生活状況など、本法人の個人情報保護規程に反する事項を除き紹介する。そして、一般の人に閲覧してもらうことにより、施設の認知度を高め、施設運営等の透明性を確保する。また、興味や関心をひく魅力的なサイトを作成するため、定期的に更新しアクセス数の増加に努める。

⑦地域社会への貢献

地域における様々なニーズの解決のため、専門性や人材を活用し各関係機関と連携・協力しながら地域のニーズを解決するとともに、地域の福祉力を向上出来るような地域貢献を主体的・積極的に行い、地域住民の信頼と理解を得て、地域コミュニティの中の「福祉総合相談支援センターあい」として地域と共生し災害などの緊急時に共助できるように努める。

10. 利用者並びに職員等に係るマイナンバー(個人番号)の取り扱い

- ①平成25年のマイナンバー法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の成立を受け、平成27年10月から日本国内に住民票があるすべての人に対してマイナンバーの通知が行われ、平成28年1月1日から社会保障や税金の申請や手続き・管理、災害対策の行政手続き等にマイナンバーが用いられることとなった。
- ②当事業所を利用している利用者については現在、取り扱いはないが、今後、預かり取り扱いの必要が出てきた場合の管理については、「社会福祉法人愛光会利用者の個人番号（マイナンバー）預かり取扱い規程」及び厚生労働省並びに鹿児島県関係担当課等の通知・指導等に沿い、マイナンバーが漏えいしたり、不正に使われたりすることがないように事務手続きは慎重に取り扱う。
- ③職員分についても当法人就業規則等関係規程や関係機関からの通知及び法令等に沿い、情報漏えい等正当な理由なく業務で取り扱う個人情報ファイル等を部外者へ提供する等不正がないよう取り扱う。